陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保 する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情 討論一覧(討論順掲載)

賛成討論 中野まさひろ 議員

平成 21 年、公共サービスの受注をめぐる低価格過当競争により公契約事業従事者が低賃金や不安定雇用にさらされていることに対し、「公共サービス基本法」が制定された。その第 11 条は、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定。それを受けて本町では、令和2年「東郷町公契約条例」を議会が全会一致で可決し制定された。そして、現在全国で 82 自治体、愛知県下では愛知県や東郷町を含め 20 自治体が公契約条例を制定している。本町の「公契約条例」と「公契約法」は目的を同じくしており、「公契約法」の制定を国に求めることに反対する理由はない。

賛成討論 こう田さとみ 議員

「公共サービス基本法」第 11 条を担保する動きは地方自治体が牽引する形で進められている。一方国は、現在世界 62 か国が批准する、国際労働機関(ILO)が、1949 年に成立した第 94 号条約「公契約における労働条件に関する条約」にも批准していない。そんな中本町では、令和 2 年に「公契約条例」を制定した。これは愛知県が平成 28 年 4 月に施行して依頼、基礎自治体としては県下で 7 番目に早い制定であった。近隣では本町と同年 2 月に豊明市、以降、令和 4 年に日進市、長久手市、豊田市と続く形となっている。本町が条例制定につき示した「従事する就労者の労働条件の下支えだけでなく、公共施設・サービスの品質確保・向上、発注・積算・入札制度の改善など、地域経済の発展と住民の福祉の増進に繋がる好循環を目指すためにも必要不可欠な条例(法)である」という理解を、政府にも求め、国を挙げての公契約法の制定に努めていくことは、本町議会としての当然の責務である。

反対討論 水川淳 議員

令和2年4月に施行された東郷町公契約条例により、本町では公共サービス基本法第11条の確実な履行が果たされている。この陳情へ賛同を促す声の中に、本町以外の自治体の公共事業にかかる契約に関係する町民もおり、広域でその法益に浴すべき、との声もあるが、隣接自治体では、名古屋市を除くすべての自治体が当該条例を制定もしくは制定に着手していることもその際述べておく。そのうえで、そもそも、国・県・市町村の法律と条例の制定目的は性質が異なる。本町が果たすべき役割を果たしている限り、本陳情は不要。